**参　考**

**○　契約書**

注意：契約書には、定められた様式がありませんので、契約事業者等が使用する既存のものがあれば、

そちらを使用してください。

【選挙運動用自動車の一般運送契約】

**契約書の記載について**

公費負担制度の適用を受けようとする候補者は、その業とする者（以下「事業者」という。）との間において有償契約を締結しなければなりません。

契約書については、必ずしも「契約書」という名前のものでなくても構いませんが、候補者の申込意思と事業者の承諾意思とが書面上明示されているもので、次の内容が具備されている必要があります。

・　有償契約であること

　　　　・　契約期間の記載があること

　　　　・　契約金額（内訳金額を含む）の記載があること

　　　　・　車種、登録番号等が記載されていること

　　　　・　契約年月日の記載があること

・　候補者と一般乗用旅客自動車運送事業者との契約であること

※　運送事業者が使用する既存の契約書様式を使用してください。

【選挙運動用自動車の借入れ契約】

**契約書の記載について**

公費負担制度の適用を受けようとする候補者は、契約の相手方との間において有償契約を締結しなければなりません。

　契約書については、必ずしも「契約書」という名前のものでなくても構いませんが、候補者の申込意思と事業者等の承諾意思とが書面上明示されているもので、次の内容が具備されている必要があります。

　　　　　・　有償契約であること

　　　　　・　契約期間の記載があること

　　　　　・　契約金額（内訳金額を含む）の記載があること

　　　　　・　車種、登録番号等が記載されていること

　　　　　・　契約年月日の記載があること

　　　　　・　借受人が候補者であること

※　次ページの契約書は参考です。

レンタカー事業者との契約の場合には、事業者が使用する既存の契約書様式を使用してください。

**自 動 車 賃 貸 借 契 約 書**

　参議院（東京都選出）議員選挙候補者

（以下「甲」という）と　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下 「乙」 という）

は、自動車の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

１　使用目的

　　公職選挙法第１４１条の規定に基づき、選挙運動のために使用

２　車種及び登録番号

３　台　　数　　　　　　　１台

４　借入れ期間　令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで　　　　日間

５　契約金額　　　　　　　　円　内訳　１日　　　　　円×　　　日間

６　請求及び支払

　　この契約に基づく契約金額については、乙は、公職選挙法施行令第１０９条の４の規定に基づき東京都に対し請求する者とし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

　　なお、東京都に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は東京都には請求ができない。

令和　　　年　　　月　　　日

　甲　参議院（東京都選出）議員選挙候補者

　　　住　　所

　　　氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　乙　住　　所　　　　　　　　　　　　　　　（電話）

　　　名　　称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　代 表 者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

【選挙運動用自動車の燃料供給契約】

**契約書の記載について**

公費負担制度の適用を受けようとする候補者は、その業とする者（以下「事業者」という。）との間において有償契約を締結しなければなりません。

　契約書については、必ずしも「契約書」という名前のものでなくても結構ですが、候補者の申込意思と事業者の承諾意思とが書面上明示されているもので、次の内容が具備されている必要があります。

・　有償契約であること

・　契約期間の記載があること

・　契約金額（１ℓあたりの契約単価）の記載があること

　　※税込、税抜の別を必ず記載してください。

　　　　　 （給油日当日の店頭単価による契約をすることもできます。）

・　車種、登録番号等が記載されていること

・　契約年月日の記載があること

・　候補者と燃料供給事業者との契約であること

※　次ページの契約書は参考です。

契約書は、事業者が使用する既存のものがあればその様式を使用してください。

・給油ごとに請求金額を算出する際、１円未満の端数が生じた場合は、予め契約書で定めたとおり端数処理することになります。

・一方で、契約書で定めた契約単価が**税抜額**で、期間中の給油総額（税抜額）に税率を乗じて算出する場合、**消費税**については、法令上、**小数点以下を切り捨てた額**で算定・請求いただくことになりますので御留意ください。

**選挙運動用自動車燃料供給契約書**

　参議院（東京都選出）議員選挙候補者

（以下「甲」という）と　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下 「乙」 という）は、選挙運動用自動車の燃料供給について次のとおり契約を締結する。

１　供給する期間

　　令和　　　年　　　月　　　日から令和　　　年　　　月　　　日まで

２　供給場所

　　所　在　地

　　名　　　称

３　供給を受ける自動車の登録番号

４　金額

　　　単価1リットル当たり　　　　　　　円（税抜/税込）とし、請求金額は１回あたりの供給量に単価を乗じた金額の合計額とする。なお、１回あたりの請求金額に１円未満が生じた場合は、小数点以下を（切り上げ/切り捨て/四捨五入す）る。

５　請求及び支払

　　この契約に基づく契約金額については、乙は、公職選挙法施行令第１０９条の４の規定に基づき東京都に対し請求する者とし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

　　なお、東京都に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は東京都には請求ができない。

令和　　年　　月　　日

　甲　参議院（東京都選出）議員選挙候補者

　　　住　　所

　　　氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　乙　住　　所　　　　　　　　　　　　　　　（電話）

　　　名　　称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　代 表 者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

【選挙運動用自動車の運転手の雇用契約】

**契約書の記載について**

公費負担制度の適用を受けようとする候補者は、契約の相手方との間において有償契約を締結しなければなりません。

　契約書については、必ずしも「契約書」という名前のものでなくても結構ですが、候補者の申込意思と契約の相手方の承諾意思とが書面上明示されているもので、次の内容が具備されている必要があります。

・　有償契約であること

・　契約期間（始終業時間を含む）の記載があること

・　契約金額の記載があること

・　車種、登録番号等が記載されていること

・　契約年月日の記載があること

・　候補者と運転手個人との契約であること

※　次ページの契約書は参考です。

自　動　車　運　転　契　約　書

参議院（東京都選出）議員選挙候補者

（以下「甲」という）と　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という）は、甲が使用する公職選挙法第１４１条に定める選挙運動用自動車の運転について次のとおり契約を締結する。

１　運転する期間　令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで　　日間　原則として毎日　　　時　　　分から　　　時　　　分まで

２　契約金額　　　　　　　　　　円　　　（１日につき　　　　　　　　円）

３　運転する自動車の車種及び登録番号

４　請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、公職選挙法施行令第１０９条の４の規定に基づき東京都に対し請求する者とし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、東京都に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は東京都には請求ができない。

　令和　　　年　　　月　　　日

　　　甲　　参議院（東京都選出）議員選挙候補者

　　　　　　　住　　所

氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　乙　　 住　　所

　　　　　　　氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　（電話）

【選挙運動用ビラ作成契約】

**契約書の記載について**

公費負担制度の適用を受けようとする候補者は、その業とする者（以下「事業者」という。）との間において有償契約を締結しなければなりません。

　契約書については、必ずしも「契約書」という名前のものでなくても結構ですが、候補者の申込意思と事業者の承諾意思とが書面上明示されているもので、次の内容が具備されている必要があります。

・　有償契約であること

・　納入期限の記載があること

・　契約金額（単価の記載を含む）の記載があること

・　品名、規格、作成枚数の記載があること

・　契約年月日の記載があること

・　候補者とビラ作成事業者との契約であること

※　次ページの契約書は参考です。

契約書は、事業者が使用する既存のものがあればその様式を使用してください。

選挙運動用ビラ作成契約書

参議院（東京都選出）議員選挙候補者

（以下「甲」という）と　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という）は、印刷物の作成について次のとおり契約を締結する。

１　品　名、規　格

　　公職選挙法第１４２条に定めるビラ

２　数　　量　　　　　　　　　　　　　枚

３　契約金額　　　　　　　　　円（単価　　　　　　円　　　　　銭）

４　納入期限　　　令和　　　年　　　月　　　日

５　請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、公職選挙法施行令第１０９条の８の規定に基づき、東京都に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

　なお、東京都に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は東京都には請求ができない。

　令和　　　年　　　月　　　日

　　　　甲　　　参議院（東京都選出）議員選挙候補者

住　　所

氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　乙　　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（電話）

　 名　 称　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　代 表 者　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

【選挙運動用ポスター作成契約】

**契約書の記載について**

公費負担制度の適用を受けようとする候補者は、その業とする者（以下「事業者」という。）との間において有償契約を締結しなければなりません。

　契約書については、必ずしも「契約書」という名前のものでなくても結構ですが、候補者の申込意思と事業者の承諾意思とが書面上明示されているもので、次の内容が具備されている必要があります。

・　有償契約であること

・　納入期限の記載があること

・　契約金額（単価の記載を含む）の記載があること

・　品名、規格、作成枚数の記載があること

・　契約年月日の記載があること

・　候補者とポスター作成事業者との契約であること

※　次ページの契約書は参考です。

契約書は、事業者が使用する既存のものがあればその様式を使用してください。

選挙運動用ポスター作成契約書

参議院（東京都選出）議員選挙候補者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という）と　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という）は、印刷物の作成について次のとおり契約を締結する。

１　品　名、規　格

　　公職選挙法第１４３条第１項第４号の３及び第５号に定めるポスター

２　数　　量　　　　　　　　　　　　　枚

３　契約金額　　　　　　　　　　　円　（単価　　　　　円　　　　銭）

４　納入期限　　　令和　　　年　　　月　　　日

５　請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、公職選挙法施行令第１１０条の４の規定に基づき東京都に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

　なお、東京都に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は東京都には請求ができない。

　令和　　　年　　　月　　　日

　　　　甲　　参議院（東京都選出）議員選挙候補者

住　　所

氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

乙　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（電話）

名　　称　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

代 表 者　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

【選挙運動用通常葉書作成契約】

**契約書の記載について**

公費負担制度の適用を受けようとする候補者は、その業とする者（以下「事業者」という。）との間において有償契約を締結しなければなりません。

　契約書については、必ずしも「契約書」という名前のものでなくても結構ですが、候補者の申込意思と事業者の承諾意思とが書面上明示されているもので、次の内容が具備されている必要があります。

・　有償契約であること

・　納入期限の記載があること

・　契約金額（単価の記載を含む）の記載があること

・　品名、規格、作成枚数の記載があること

・　契約年月日の記載があること

・　候補者と通常葉書作成事業者との契約であること

※　次ページの契約書は参考です。

契約書は、事業者が使用する既存のものがあればその様式を使用してください。

選挙運動用通常葉書作成契約書

参議院（東京都選出）議員選挙候補者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という）と　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という）は、印刷物の作成について次のとおり契約を締結する。

１　品　名、規　格

　　公職選挙法第１４２条に定める通常葉書

２　数　　量　　　　　　　　　　　　　枚

３　契約金額　　　　　　　　　　円　（単価　　　　　円　　　　　銭）

４　納入期限　　　令和　　年　　月　　日

５　請求及び支払

　この契約に基づく契約金額については、乙は、公職選挙法施行令第１０９条の７の規定に基づき、東京都に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

　なお、東京都に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は東京都には請求ができない。

　令和　　　年　　　月　　　日

　　　　甲　　　参議院（東京都選出）議員選挙候補者

住　　所

　　　　　　　　　氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　㊞

乙　　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（電話）

　 名　　称　　　　　　　　　　　　　　 印

代 表 者　　　　　　　　　　　　　　　㊞

【選挙事務所の立札・看板作成契約】

**契約書の記載について**

公費負担制度の適用を受けようとする候補者は、その業とする者（以下「事業者」という。）との間において有償契約を締結しなければなりません。

　契約書については、必ずしも「契約書」という名前のものでなくても結構ですが、候補者の申込意思と事業者の承諾意思とが書面上明示されているもので、次の内容が具備されている必要があります。

・　有償契約であること

・　納入期限の記載があること

・　契約金額（単価の記載を含む）の記載があること

・　品名、規格、作成数の記載があること

・　契約年月日の記載があること

・　候補者と立札・看板作成事業者との契約であること

※　次ページの契約書は参考です。

契約書は、事業者が使用する既存のものがあればその様式を使用してください。

選挙事務所の立札・看板作成契約書

参議院（東京都選出）議員選挙候補者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という）と　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という）は、立札・看板の作成について次のとおり契約を締結する。

１　品　名、規　格

　　公職選挙法第１４３条に定める選挙事務所用立札及び看板

２　数　　量

３　契約金額　　　　　　　　　円（単価　　　　　　　　円）

４　納入期限　　　　令和　　　年　　　月　　　日

５　請求及び支払

　この契約に基づく契約金額については、乙は、公職選挙法施行令第１１０条の２の規定に基づき、東京都に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

　なお、東京都に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は東京都には請求ができない。

　令和　　　年　　　月　　　日

　　　　甲　　参議院（東京都選出）議員選挙候補者

住　　所

氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　乙　　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（電話）

名 称　　　　　　　　　　　　　　　　印

代 表 者　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

【選挙運動用自動車等の立札・看板作成契約】

**契約書の記載について**

公費負担制度の適用を受けようとする候補者は、その業とする者（以下「事業者」という。）との間において有償契約を締結しなければなりません。

　契約書については、必ずしも「契約書」という名前のものでなくても結構ですが、候補者の申込意思と事業者の承諾意思とが書面上明示されているもので、次の内容が具備されている必要があります。

・　有償契約であること

・　納入期限の記載があること

・　契約金額（単価の記載を含む）の記載があること

・　品名、規格、作成数の記載があること

・　契約年月日の記載があること

・　候補者と立札・看板作成事業者との契約であること

※　次ページの契約書は参考です。

契約書は、事業者が使用する既存のものがあればその様式を使用してください。

選挙運動用自動車の立札・看板作成契約書

参議院（東京都選出）議員選挙候補者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という）と　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という）は、立札・看板の作成について次のとおり契約を締結する。

１　品　名、規　格

　　公職選挙法第１４３条に定める選挙運動用自動車の立札・看板

２　数　　量

３　契約金額　　　　　　　　　　円（単価　　　　　　　　円）

４　納入期限　　　令和　　　年　　　月　　　日

５　請求及び支払

　この契約に基づく契約金額については、乙は、公職選挙法施行令第１１０条の３の規定に基づき、東京都に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

　なお、東京都に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は東京都には請求ができない。

　令和　　　年　　　月　　　日

　　　　甲　　参議院（東京都選出）議員選挙候補者

住　　所

氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　乙　　　 住　　所

　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　（電話）

名 　称　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

代 表 者　　　 　　　　　　　　　　　　　　 ㊞

【個人演説会場の立札・看板作成契約】

**契約書の記載について**

公費負担制度の適用を受けようとする候補者は、その業とする者（以下「事業者」という。）との間において有償契約を締結しなければなりません。

　契約書については、必ずしも「契約書」という名前のものでなくても結構ですが、候補者の申込意思と事業者の承諾意思とが書面上明示されているもので、次の内容が具備されている必要があります。

・　有償契約であること

・　納入期限の記載があること

・　契約金額（単価の記載を含む）の記載があること

・　品名、規格、作成数の記載があること

・　契約年月日の記載があること

・　候補者と立札・看板作成事業者との契約であること

※　次ページの契約書は参考です。

契約書は、事業者が使用する既存のものがあればその様式を使用してください。

個人演説会場の立札・看板作成契約書

参議院（東京都選出）議員選挙候補者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という）と　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という）は、立札・看板の作成について次のとおり契約を締結する。

１　品　名、規　格

　　公職選挙法第１６４条の２に定める個人演説会場の立札及び看板

２　数　　量

３　契約金額　　　　　　　　　　円（単価　　　　　　　円）

４　納入期限　　　令和　　　年　　　月　　　日

５　請求及び支払

　この契約に基づく契約金額については、乙は、公職選挙法施行令第１２５条の３の規定に基づき、東京都に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

　なお、東京都に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は東京都には請求ができない。

　令和　　　年　　　月　　　日

　　　　甲　　参議院（東京都選出）議員選挙候補者

　　　　　　　　　住　　所

氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　乙　　 　 住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（電話）

　 名 　称　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

代 表 者　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞